

行政監査における主な指摘事項、留意点等について

1 令和7年度書面監査及び実地監査における主な指摘事項

指摘項目	主な指摘内容
規約管理	<ul style="list-style-type: none">○ 規約で定める効力日現在の労働協約等に基づき、業務を行うこと。○ 実施事業所の名称及び所在地を変更したときは、遅滞なく規約変更の届け出をすること。○ 資産管理運用機関等の名称を整備すること。
事業周知 (業務の概況について)	<ul style="list-style-type: none">○ 毎事業年度1回以上、加入者に周知すること。○ 法令で定める事項を漏れなく周知すること。○ 法令で定める方法により周知すること。
給付	<ul style="list-style-type: none">○ 加入者の資格を喪失した者に対し、脱退一時金相当額の移換に関して必要な事項を説明すること。○ 裁定請求書には、法令及び規約に基づく添付書類を提出させること。
資産運用	<ul style="list-style-type: none">○ 積立金の運用に関する基本方針を作成すること。
個人情報保護	<ul style="list-style-type: none">○ 個人データを取り扱う従業者に対し、適正な取扱いを周知徹底するとともに適切な教育を行うこと。○ 特定個人情報ガイドラインを踏まえた基本方針や取扱規程等を策定すること。
代議員及び理事	<ul style="list-style-type: none">○ 代議員会における書面又は代理人による議決行使については法令及び規約に基づき適正に行うこと。○ 理事長代理については、選定代議員である理事のうちから、あらかじめ理事長が指定すること。○ 代議員及び理事の立候補届については、規程に基づき適正に取り扱うこと。
その他	<ul style="list-style-type: none">○ 監事監査は、通知に掲げるすべてについて行うこと。○ 出納担当者の業務及び責任の範囲を明確にすること。

※ 留意点等は各ページをご参照ください。(○に下線が付してある項目は該当ページにリンクしています。)

行政監査における主な指摘事項、留意点等について

2 主な指摘事項に関する留意点等 <規約管理>

(1) 規約で定める効力日現在の労働協約等に基づき、業務を行うこと。

👉 指摘となった事例

A企業年金基金規約（抜粋）

（加入者期間）

第×条 基金の加入者は、実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者とする。ただし、××会社育児休業規程（平成21年4月1日現在において効力を有する××会社育児休業規程をいう。）第○条の規定に定める育児休業の期間については、加入者としな

平成21年4月1日現在



平成29年10月1日現在

（規程の改定日～規約の施行日までの日付）

★ポイント

規約で引用している効力日（平成21年4月1日現在）以後、法改正（平成29年10月1日）により取得できる育児休業期間の上限が変更されたこと（1年6か月→2年）を受け、××会社育児休業規程は平成29年10月1日に改定されていた。一方、当該規程を引用する基金の規約は変更しないまま、法改正後の内容（2年）で企業年金の実務を行っていた。

規程を引用している規約の条文の内容（効力日）を
変更する必要がある

行政監査における主な指摘事項、留意点等について

2 主な指摘事項に関する留意点等 <規約管理>

(1) 規約で定める効力日現在の労働協約等に基づき、業務を行うこと。

👉 解説

規約で引用している労働協約等（就業規則等）に改定があり、規約で定める効力日現在の引用条文の内容に変更が生じた場合において、確定給付企業年金の取扱いを改定後の労働協約等に基づいたものとするためには、規約で定める効力日等を変更する必要がある。

👉 チェックポイント

- 規約で引用している労働協約等について、規約で定める効力日より後に改定を行ったことがあるか。
- 労働協約等の改定を行っていた場合、規約で引用している条文の内容と、最新の労働協約で同じことを規定している条文の内容を比較して、内容に変更はあったか。

👉 根拠法令等

- ・法第25条／法第26条／法第27条／法第28条／ほか
- ・規約（規約例：第39条(代替例8)／ほか）

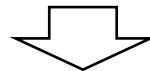
行政監査における主な指摘事項、留意点等について

2 主な指摘事項に関する留意点等 <規約管理>

👉 参考

育児・介護休業法の改正について

- 【令和4年4月1日施行】有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和
 - ・取得要件のうち、「事業主に引き続き雇用された期間が1年以上」の要件撤廃
- 【令和4年10月1日施行】出生時育児休業（産後パパ育休）の創設、育児休業の分割取得
 - ・子の出生後8週間以内に、育児休業とは別に4週間まで、分割して2回取得が可能
 - ・従来の育児休業についても、分割して2回取得が可能
- 【令和7年4月1日施行】子の看護休暇の見直し等
 - ・子の看護休暇について、対象となる子の範囲の拡大、取得事由の拡大及び名称変更
 - ・子の看護休暇及び介護休暇について、労使協定による継続雇用期間6か月未満除外規定の廃止 等
- 【令和7年10月1日施行】柔軟な働き方を実現するための措置等
 - ・育児期の柔軟な働き方を実現するための措置（養育両立支援休暇、短時間勤務制度等）を講ずることが必要 等



法改正に伴い事業所の労働協約が改定された場合、規約で引用している条文の内容に変更が生じるか、確認をお願いします。

行政監査における主な指摘事項、留意点等について

2 主な指摘事項に関する留意点等 <規約管理>

(2) 実施事業所の名称及び所在地を変更したときは、遅滞なく規約変更の届け出をすること。

解説

実施事業所の名称・所在地を変更した場合は、規約変更が必要。また、当該規約変更については、管轄の地方厚生（支）局へ届け出をする必要がある。

チェックポイント

規約に定めている「実施事業所の名称・所在地」が、変更前の名称又は移転前の住所・所在地のままになっていないか。

根拠法令等

- ・ 法第11条（法第4条第2号）／法第17条
- ・ 規約（規約例：第4条）

行政監査における主な指摘事項、留意点等について

2 主な指摘事項に関する留意点等 <規約管理>

(3) 規約において、資産管理運用機関等の名称を整備すること。【規約型】

👉 解説

積立金の管理及び運用に関する契約を締結した資産管理運用機関等（総幹事会社以外も含む）を変更した場合は、規約変更が必要。

👉 チェックポイント

- 規約で定めている「資産管理運用機関」を確認し、契約しているにも関わらず規約から漏れている運用機関がないか、また、解約済の運用機関が記載されたままになっていないか。
- 規約で定めている運用機関名が古い名称のままになっていないか。（規約で定めている「業務の委託先」についても、併せて確認すること。（規約例：規＝第87条／基＝第124条））

👉 根拠法令等

- ・法第4条第3号
- ・規約（規約例：第52条）

行政監査における主な指摘事項、留意点等について

2 主な指摘事項に関する留意点等 <事業周知>

- (1) 業務の概況について、毎事業年度1回以上、加入者に周知すること。
- (2) 業務の概況について、法令で定める事項を漏れなく周知すること。
- (3) 業務の概況については、法令で定める方法により周知すること。

👉 解説

基金は、加入者に対して、毎事業年度1回以上、「業務の概況」を周知することが、法令で義務付けられている。

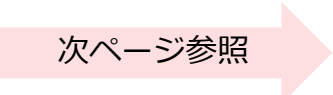
周知方法は、書面にして常時掲示する又は加入者に交付するほか、加入者全員が閲覧可能なイントラネット上に公開する方法によることも可能。

👉 チェックポイント

- 毎事業年度1回以上、周知しているか。
- 加入者への周知用資料について、法令で定める事項が網羅されているか。
- 法令・規約で定める方法で周知しているか。

👉 根拠法令等

・ 法第73条／規則第87条

次ページ参照 

・ 規約（規約例：第127条）

行政監査における主な指摘事項、留意点等について

2 主な指摘事項に関する留意点等 <事業周知>

(参照)

規則第87条 事業主等（第七号に掲げる事項については第八十二条の要件に該当する規約型企業年金の事業主を除き（※）、第八号に掲げる事項についてはリスク分担型企業年金を実施する事業主等に限り。）が法第七十三条第一項の規定に基づき、その確定給付企業年金に係る業務の概況について加入者に周知させる場合においては、毎事業年度一回以上、当該時点における次に掲げる事項（第二号から第六号までに掲げる事項にあつては、当該時点における直近の概況）を加入者に周知させるものとする。

- 一 **給付の種類ごと**の標準的な給付の額及び給付の設計
- 二 加入者の数及び給付の種類ごとの受給権者の数
- 三 給付の種類ごとの給付の支給額その他給付の支給の概況
- 四 事業主が資産管理運用機関等に納付した掛金の額、納付時期その他掛金の納付の概況
- 五 積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額との比較その他積立金の積立ての概況
- 六 積立金の運用収益又は運用損失及び**資産の構成割合**その他積立金の運用の概況
- 七 基本方針の概要（※受託保証型確定給付企業年金の事業主を除く。）
- 八 調整率の推移その他調整率に関する事項
- 九 その他確定給付企業年金の事業に係る重要事項

2 周知事項を加入者に周知させる場合には、次のいずれかの方法によるものとする。

- 一 常時各実施事業所の見やすい場所に掲示する方法
- 二 書面を加入者に交付する方法
- 三 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）に記録し、かつ、各実施事業所に加入者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置する方法
- 四 電子情報処理組織（送信者の使用に係る電子計算機と、受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの（以下「電子情報処理組織を使用する方法」という。）により加入者に提供する方法
 - イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面により通知すべき事項を電気通信回線を通じて受信者の閲覧に供し、当該受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法
- 五 その他周知が確実に行われる方法

「**資産の構成割合**」は
「**時価資産構成割合**」
を周知してください

行政監査における主な指摘事項、留意点等について

2 主な指摘事項に関する留意点等 <給付>

(1) 加入者の資格を喪失した者に対し、脱退一時金相当額の移換に関して必要な事項を説明すること。

👉 解説

- 加入者が退職等により資格を喪失した際には、事業主等から資格喪失者に対して、「脱退一時金相当額の移換に関して必要な事項」を説明することが、法令で義務付けられている。
- 資格喪失者には、申請書様式を手交するだけでなく、これらの事項を説明する必要がある。

👉 チェックポイント

- 資格喪失者への説明用の配付資料等に、必要な事項が網羅されているか。
(脱退一時金相当額の移換の申出の期限、脱退一時金相当額及びその算定の基礎となった期間 等)
- 移換の申出の期限を、法令改正に基づき「～資格を喪失した日から起算して1年を経過する日」として、規約を改定しているか。併せて、資格喪失者への説明用の配布資料等も更新しているか。

👉 根拠法令等

- ・令第50条の4 / 令第54条の7 / 令第65条の19 / ほか
- ・規則第89条の5 / 規則第96条の4 / 規則第104条の16 / ほか
- ・規約（規約例：第101条）

厚生年金基金への移換に限っては
従前のままであるため注意

行政監査における主な指摘事項、留意点等について

2 主な指摘事項に関する留意点等 <給付>

(2) 裁定請求書には、法令及び規約に基づく添付書類を提出させること。

👉 解説

- 給付の裁定請求時には、請求書に生年月日に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本その他生年月日を証する書類を添付する必要がある。
- 企業年金連合会を經由し地方公共団体情報システム（J-L I S）から情報の提供を受けることにより生年月日の確認が行われた場合は、生年月日を証する書類の添付は不要。

この取扱いを適用する場合は、規約に規定しておく必要あり

👉 チェックポイント

- 裁定請求書に法令及び規約に基づく添付書類が添付されているか。

👉 根拠法令等

- ・ 規則第33条 規約（規約例：第47条）
- ・ 国民年金基金規則等の一部を改正する省令の公布について（令和2年12月28日付け年発1228第1号）

行政監査における主な指摘事項、留意点等について

2 主な指摘事項に関する留意点等 <資産運用>

(1) 積立金の運用に関する基本方針を作成すること。

👉 解説

積立金の運用に関して、基本方針を作成し、当該基本方針に沿って運用することが、法令で義務付けられている。

👉 チェックポイント

運用の基本方針に定めるべき事項及び留意点等が網羅されているか。

👉 根拠法令等

- ・令第45条／規則第83条 ・規約（規約例：第91条）
- ・ 確定給付企業年金制度について（平成14年3月29日付年発0329008号）別紙1「運用の基本方針の策定指針」 [別冊資料1ページ](#)
- ・ 「確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインについて（平成14年3月29日付年発0329009号）別添「確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）3（4） [別冊資料5ページ](#)

行政監査における主な指摘事項、留意点等について

2 主な指摘事項に関する留意点等 <個人情報保護>

(1) 個人データを取り扱う従業者に対し、適正な取扱いを周知徹底するとともに適切な教育を行うこと。

👉 解説

- 個人データを取り扱う従業者に対し、適正な取扱いを周知徹底するとともに適切な教育を行う必要がある。

👉 チェックポイント

企業年金連合会のセミナーへの参加、配属（人事異動）時の教育実施、規程の周知などを行なっているか。

👉 根拠法令等

- ・個人情報保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）
3-4-3従業者の監督／10-4人的安全管理装置

行政監査における主な指摘事項、留意点等について

2 主な指摘事項に関する留意点等 <個人情報保護>

(2) 特定個人情報ガイドラインを踏まえた基本方針や取扱規程等を策定すること。

👉 解説

- 企業年金等関連番号取扱事務を行うにあたっては、中小規模事業者を除き、特定個人情報ガイドラインを踏まえた基本方針や取扱規程等の策定を行う必要がある。

👉 チェックポイント

- ・ 特定個人情報ガイドラインを踏まえて基本方針や取扱規程等が策定されているか。

👉 根拠法令等

- ・ 企業年金等に関する特定個人情報の取扱い準則
- ・ 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン
「(別添) 特定個人情報に関する安全管理措置 (事業者編)」

行政監査における主な指摘事項、留意点等について

3 代議員及び代議員会に関する留意点等 <代議員及び理事>

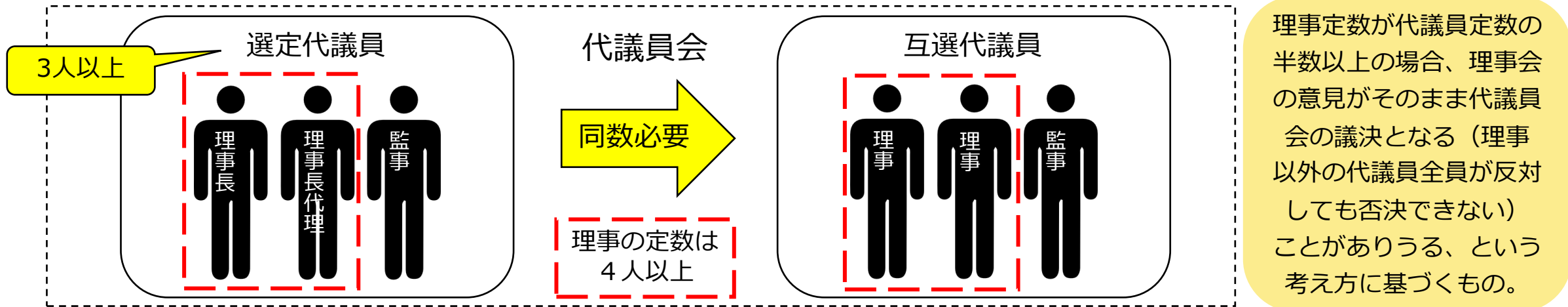
選定代議員及び互選代議員の選出の手續については、法令及び規約等に基づき適正に行うこと。

(1) 代議員の定数

ア 単独型・連合型企業年金基金における代議員定数について

代議員の定数は、**6人以上であること**。(法第18条第3項、第21条、第22条第1項)

(基準通知 別紙1 確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準 2-4 (1))



(参考)

厚生年金基金における代議員の定数は、「理事の定数の倍数を超えるものでなければならない」とされていたことから、「理事定数の下限4人」の場合における「代議員定数10人」が実質的な下限でしたが、企業年金基金において同旨の基準はありません。

行政監査における主な指摘事項、留意点等について

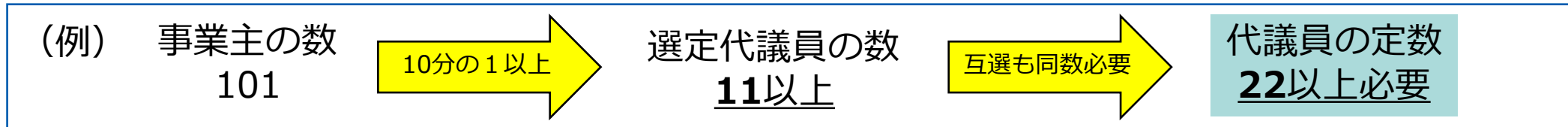
3 代議員及び代議員会に関する留意点等 <代議員及び理事>

(1) 代議員の定数

イ 総合型企業年金基金における代議員定数（**選定代議員**）について

事業主の数（※）の10分の1（当該事業主の数が500を超える場合にあっては50、当該事業主の数が30を下回る場合にあっては3）**以上**とする。（令第10条の2）

※「基金の設立時」、「代議員の任期満了時」の数。（基準通知 別紙2 確定給付企業年金の事業運営基準 2（2）③より） 別冊資料17ページ



（事業主の数について）

- 1人で2事業所以上の実施事業所の事業主となっている場合は、1人として数える。
- 事業主数に10分の1を乗じ、1人未満を切り上げた数以上の選定代議員が必要。
- 加入者が0人の事業所であっても、1の事業主として取り扱うことが適当。

（「確定給付企業年金制度について」等の改正案に関する御意見募集（パブリックコメント）に対して寄せられた御意見について（平成29年11月8日付厚生労働省年金局企業年金・個人年金課 公示より））

行政監査における主な指摘事項、留意点等について

3 代議員及び代議員会に関する留意点等 <代議員及び理事>

(2) 代議員等の選出

ア 代議員の任期

代議員の任期は、三年を超えない範囲内で規約で定める期間とする。

ただし、補欠の代議員の任期は、前任者の残任期間とする。（令第11条） **具体例③**

代議員の任期は、選定又は互選の日から起算する。ただし、選定又は互選が代議員の任期満了前に行われたときは、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。（令第11条に基づく規約例第8条第2項） **具体例①**

選定又は互選が代議員の任期満了後に行われた場合、代議員の任期は選挙日前に遡及せず、短縮もされない。



前任の任期満了日と後任の選出日の間に、空白期間が生じる



役員は、その任期が満了しても、後任の役員が就任するまでの間は、なお、その職務を行う。

（令第19条第2項）※役員とは、理事及び監事を指す。（法第21条） **具体例②**



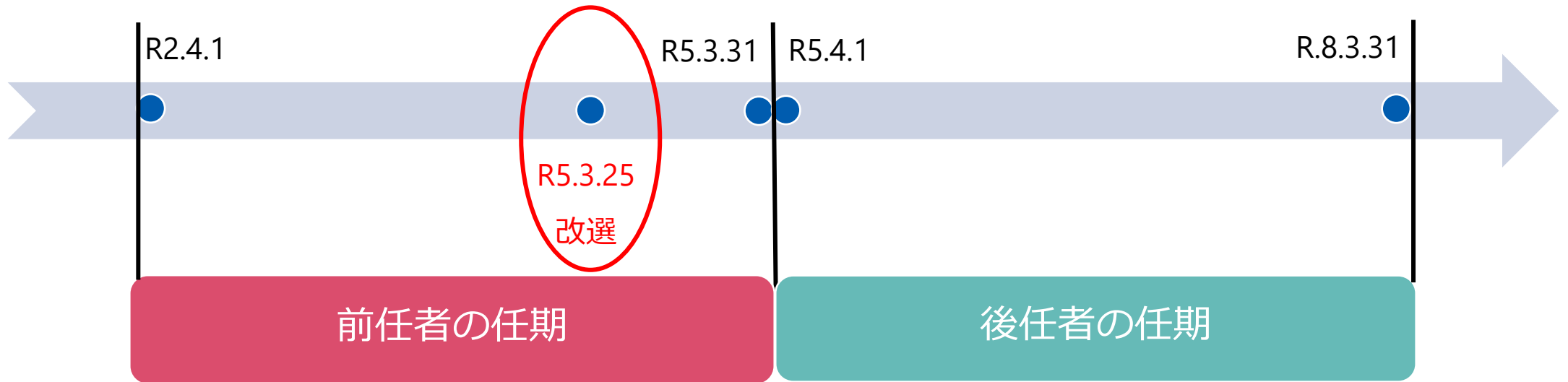
行政監査における主な指摘事項、留意点等について

3 代議員及び代議員会に関する留意点等 <代議員及び理事>

(2) 代議員等の選出

ア 代議員の任期

具体例① : 任期満了前に選出した場合



前任者の任期は短縮されない (R2.4.1からR5.3.31まで)

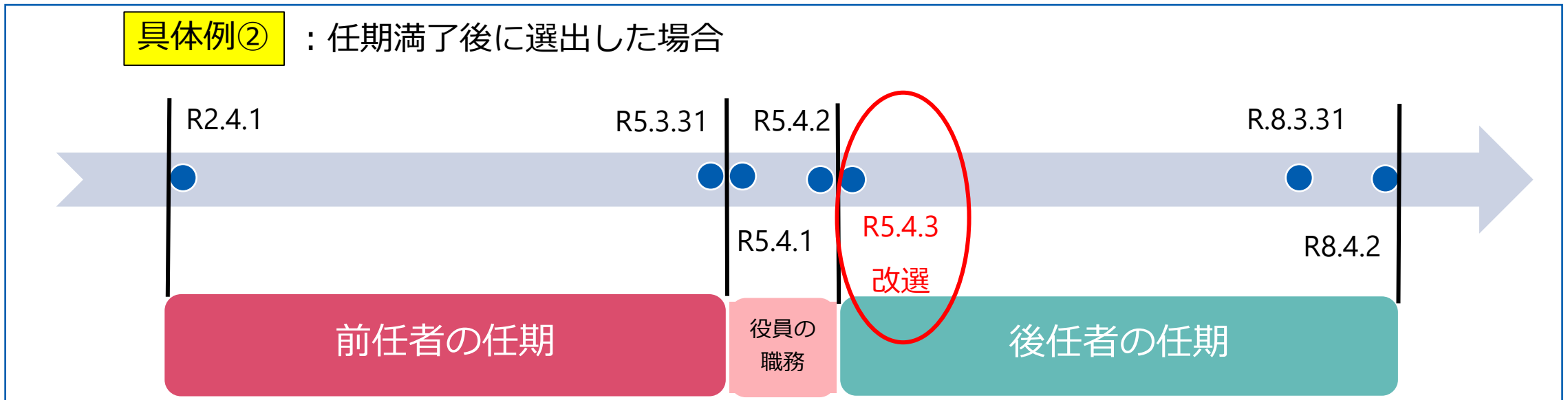
行政監査における主な指摘事項、留意点等について

3 代議員及び代議員会に関する留意点等 <代議員及び理事>

(2) 代議員等の選出

ア 代議員の任期

具体例② : 任期満了後に選出した場合



前任者の任期は終了（R2.4.1からR5.3.31まで）

役員については、後任の就任までその職務を行う（R5.4.1からR5.4.2まで）

後任者の任期の始期はR5.4.1に遡及しない（R5.4.3からR8.4.2まで）

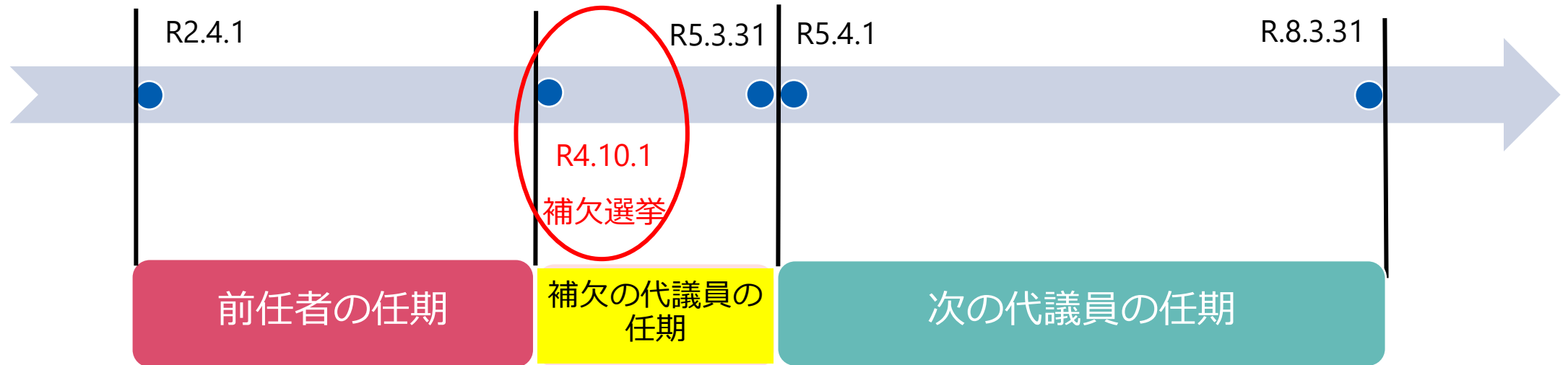
行政監査における主な指摘事項、留意点等について

3 代議員及び代議員会に関する留意点等 <代議員及び理事>

(2) 代議員等の選出

ア 代議員の任期

具体例③ : 任期中に欠員が生じ補欠選挙を実施した場合



補欠の代議員の任期は、前任者の残りの期間となる (R4.10.1からR5.3.31まで)

行政監査における主な指摘事項、留意点等について

3 代議員及び代議員会に関する留意点等 <代議員及び理事>

代議員及び理事の立候補届については、規程に基づき適正に取り扱うこと。

(2) 代議員等の選出

イ 代議員の選出手続

互選代議員の選挙に関する詳細については、規約において「代議員会の議決を経て別に定める」と規定したうえで、「代議員選挙執行規程」を制定していることが一般的。

👉 指摘事例

- 届出期限経過後に提出された立候補届が受理されている。
- 立候補の要件として「○人以上の推薦者を要する」旨規定しているにも関わらず、推薦者のいない立候補届が受理されている。
- 選挙長による「立候補届の被選挙権の有無の確認」が的確に行われておらず、加入者でない（年齢到達により資格喪失している）者の立候補届が受理されている。
- 届出に届出日及び受理日の記載がない。

行政監査における主な指摘事項、留意点等について

3 代議員及び代議員会に関する留意点等 <代議員及び理事>

(2) 代議員等の選出

イ 代議員の選出手続

総合型企業年金基金における選定代議員の選定は、「全ての事業主により選定を行うこと」とされており、さらに「指名を希望しない事業主は選定行為を現役員・職員以外の第三者（選定人）に委任できる」とされている。（基準通知 別紙2 確定給付企業年金の事業運営基準 2(2)③）

別冊資料17ページ

👉 指摘事例

基金の役員である理事や監事が選定人になっている。

行政監査における主な指摘事項、留意点等について

3 代議員及び代議員会に関する留意点等 <代議員及び理事>

(2) 代議員等の選出

ウ 役員（理事、理事長及び監事）の選出手続

(ア) 理事

理事の定数は、偶数とし、その半数は事業主において選定した代議員において、他の半数は加入者において互選した代議員において、それぞれ互選する。（法第21条第2項）

(イ) 理事長

理事のうち一人を理事長とし、事業主において選定した代議員である理事のうちから、理事が選挙する。（法第21条第3項）

(ウ) 監事

監事は、代議員会において、事業主において選定した代議員及び加入者において互選した代議員のうちから、それぞれ一人を選挙する。（法第21条第4項）

行政監査における主な指摘事項、留意点等について

3 代議員及び代議員会に関する留意点等 <代議員及び理事>

(2) 代議員等の選出

ウ 役員（理事、理事長及び監事）の選出手続

役員		被選挙権	選挙権	備考
理事	選定理事	選定代議員	選定代議員	互選する
	互選理事	互選代議員	互選代議員	
理事長		選定理事	全ての理事	
監事	選定監事	選定代議員	全ての代議員	理事又は基金職員は就任できない
	互選監事	互選代議員	全ての代議員	

- 選定理事・・・選定代議員による投票で選出 ⇒ 互選代議員には、選定理事を選出するための投票権がない
- 互選理事・・・互選代議員による投票で選出 ⇒ 選定代議員には、互選理事を選出するための投票権がない
- 理事長・・・選定理事の中から選出 ⇒ 投票権は、互選理事も含めた全理事にある
- 監事・・・選定代議員、互選代議員それぞれから選出 ⇒ 投票権は、全代議員にある

監事選挙は、法令の規定に基づき「代議員会において」実施する（全ての代議員から、それぞれ選挙する）

行政監査における主な指摘事項、留意点等について

3 代議員及び代議員会に関する留意点等 <代議員及び理事>

理事長代理については、選定代議員である理事のうちから、あらかじめ理事長が指定すること。

(2) 代議員等の選出

工 理事長代理の指定

理事長は、基金を代表し、その業務を執行する。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、事業主において選定した代議員である理事のうちから、あらかじめ理事長が指定する者がその職務を代理し、又はその職務を行う。（法第22条第1項）

- 👉 理事長代理の指定に関する指摘事例
 - 理事長代理が指定されていない。
 - 互選理事が理事長代理に指定されている。

行政監査における主な指摘事項、留意点等について

3 代議員及び代議員会に関する留意点等 <代議員及び理事>

代議員会における書面又は代理人による議決権行使については、法令及び規約に基づき適正に行うこと。

(3) 代議員会

ア 代議員会の定足数、書面及び代理出席

代議員会は、代議員の定数の半数以上が**出席**しなければ、議事を開き、議決をすることができない。(令第14条)

「**出席**」には、必ずしも代議員会の開催場所に足を運んだ者だけでなく、書面による議決権行使（**書面出席**）や、代理人を通じた議決権行使（**代理出席**）をした者も含まれる。

(参照)

あらかじめ規約に規定しておく必要

令第17条 代議員は、規約で定めるところにより、第13条の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって、議決権又は選挙権を行使することができる。ただし、他の代議員でなければ、代理人となることができない。

代議員以外の者は代理人になれない

2 前項の規定により議決権又は選挙権を行使する者は、出席者とみなす。

3 代理人は、5人以上の代議員を代理することができない。

上限は4人まで

4 代理人は、代理権を証する書面を代議員会に提出しなければならない。

代理出席の場合も「書面」が必要

行政監査における主な指摘事項、留意点等について

3 代議員及び代議員会に関する留意点等 <代議員及び理事>

(3) 代議員会

ア 代議員会の定足数、書面及び代理出席

- 書面出席の規約例

規約例 第18条 (略)

2 代議員会に出席することのできない代議員は、第17条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、賛否の意見を明らかにした書面をもって、議決権又は選挙権を行使することができる。

👉 書面出席に関する指摘事例

- 規約に書面出席の規定を設けずに、書面による議決権行使を認めている。
- 「賛否の意見を明らかにした書面」が存在しない。
- 「賛否の意見を明らかにした書面」が代議員会終了後に提出されている。

行政監査における主な指摘事項、留意点等について

3 代議員及び代議員会に関する留意点等 <代議員及び理事>

(3) 代議員会

ア 代議員会の定足数、書面及び代理出席

●代理出席の規約例

規約例 第21条 代議員会の代理出席は、選定代議員にあっては代議員会に出席する他の選定代議員によって、互選代議員にあっては代議員会に出席する他の互選代議員によって行うものとする。

2 前項の規定による代理人は、〇人以上の代議員を代理することができない。

3 代理人は、代理権を証する書面を代議員会に提出しなければならない。

●（基準通知 別紙2 確定給付企業年金の事業運営基準 2(2)⑤）

代議員の代理出席は、災害、傷病等やむを得ない事情がある場合に限り、一人の代議員が代理できる代議員の数は最小限に止めること。

行政監査における主な指摘事項、留意点等について

3 代議員及び代議員会に関する留意点等 <代議員及び理事>

(3) 代議員会

ア 代議員会の定足数、書面及び代理出席

☞ 代理出席に関する指摘事例

- 代議員でない者が、代理人として代議員会に出席し議決権を行使している。
- 代議員が、規約に規定する人数を超えて他の代議員の代理人になっている。
- 選定（互選）代議員が、互選（選定）代議員の代理人になっている。
- 「代理権を証する書面」が存在しない。
- 「代理権を証する書面」が代議員会終了後に提出されている。
- 災害、傷病等やむを得ない事情によらず代議員会を欠席し、代理出席としている。

代理人数の上限を、規約において「法令よりも厳しい基準」で定めた場合は、規約の基準が優先される。

(例) 法令・・・5人以上
規約・・・3人以上
↓
上限は2人まで

行政監査における主な指摘事項、留意点等について

3 代議員及び代議員会に関する留意点等 <代議員及び理事>

(3) 代議員会

イ テレビ会議、web会議等による代議員会の開催

テレビ会議、web会議等により代議員会を開催したい基金は、各規約例に相当する規約の各条項に、その旨をあらかじめ規定しておく必要がある。

● テレビ会議、web会議に係る規約例

規約例 第6条 この基金に代議員会を置く。

2 代議員会は、代議員をもって組織する。

3 代議員会は、代議員の求めに応じてテレビ会議システムを用いて行う。

規約例 第17条 理事長は、代議員会を招集しようとするときは、緊急を要する場合を除き、開会の日の前日から起算して5日前までに到達するように、代議員に対して、会議に付議すべき事項、日時及び場所（テレビ会議システムを活用する場合にはその方法を含む。）を示した招集状を送付するほか、これらの事項を公告しなければならない。

行政監査における主な指摘事項、留意点等について

4 その他 <監事監査>

● 定例監査において行うべき事項（基準通知 別紙5「企業年金基金監事監査規程要綱」3より）

- | | |
|----------------------|---------------------------------------|
| (1) 諸法令、諸規則等の実施状況 | (6) 資産の取得、管理及び処分に関する事項 |
| (2) 事務能率及び経営合理化の状況 | (7) 給付の算定基礎となる給与等の決定及び給付の裁定等の処分に関する事項 |
| (3) 事業計画の実施状況 | (8) 決算に関する報告書及び事業報告書に関する事項 |
| (4) 経理及び掛金に関する事項 | (9) その他業務の執行に関する状況 |
| (5) 積立金の管理及び運用に関する事項 | |

別冊資料19ページ

・ 監事監査の流れ

① 監査実施計画書の作成

毎事業年度当初、当該事業年度の監査の回数、時期その他監査の実施に関する監査実施計画を立て、理事長に通知する。

② 監査の実施

監査実施計画に従って監事が合議により実施する。

③ 監査結果の通知

監査の結果を理事長に通知するとともに、少なくとも年1回は代議員会に報告する。

行政監査における主な指摘事項、留意点等について

4 その他 <出納担当者>

- 出納業務について（基準通知 別紙2「確定給付企業年金の事業運営基準」2.（7）より）

（7）財務及び会計

- ①（略）
- ② 出納の担当者の業務及び責任の範囲を明確にしておくこと。
- ③ 現金の出納及び保管は、厳正かつ確実にを行うこと。

☞ チェックポイント

財務及び会計規程等において、出納員を任命し、業務及び責任の範囲、また引継方法を明確にしておく必要があります。